

シリーズ
ご存知ですか

確定申告は忘れずに 行いましょう

400万円以下でも必ず申告
を行いましょ。 (申告すれば帰ってくる場合も)

医療費控除



医療費控除は医療機関への支払いが「10万円」以上ないと受けられないと思っている人が多いのではないのでしょうか。10万円以下でも所得が200万円(年金額320万円)未満の人は、医療費が所得の5%を超えていれば控除ができます。

例えば65歳以上で収入金額合計が200万円の人で計算してみます。(保険金などの補てんはなし)

年金額が200万円では所得金額が80万円(200万円ひく120万円「公的年金等控除」)となります。この所得金額の5%は4万円になり、4万円以上の医療費を払った人は控除を受けることができます。

生命保険料控除
年間支払った保険料の控除ができます。新(旧)生命保険で計算式が違います

介護保険



介護関係で医療費になるものは、訪問看護や通所のリハビリテーション等、医師などの指示や指導によるもので、領収書に医療費控除の対象になることが明確に示されていることが対象になります。また、通所等で通常かかる交通費も医療費控除の対象になります。

障害者控除



市内在住の65歳以上の人で、身体・知的障害(中程度以上の認知症や半年以上寝たきりの状態など)がある場合は、障害者手帳の交付を受けていなくても障害者控除対象認定書を提出す

れば控除の対象になります。

「住民税減免」申請には
確定申告が必要

川崎市には「地方税減免」制度があります。対象者は65歳以上で単身者は(所得111万800円)以下の人。扶養家族1名の場合は(所得147万4800円)以下などです。

この制度があることを知らない人が多く、利用者は極めて少数の人たちです。ここ数年、年金組合の人たちがこの制度の宣伝と利用者を広めています。

年金の引き続きの削減や、高い税金と国保料や介護保険料などの負担が生活を圧迫しています。少しでも生活を改善するためぜひ活用することをお勧めします。

尚、所得は夫婦別々なので、条件さえ満たされればそれぞれで申請できます。

6月に今年度の「市・県民税額」が市役所より通知があります。そのあと市役所に「減免申請」を行い減免が認められれば地方税が減免またはゼロとなります。

この減免申請をするためには、3月の「確定申告」がされていることが必要となりますので今年、減免申請されようと考えての方は必ず確定申告を済ませておいてください

寄付金控除

寄付金の合計が5000円を超えた場合。(定額給付金を市に寄附、政党に寄附、学校に寄附、など領収書が必要)ふるさと納税については、寄付金控除に加えて、住民税の控除が受けられます。

配偶者控除・扶養控除

収入の少ない田舎の両親へ仕送りをしている人もできます「生計を一」にしていることが必要です。



子供の扶養控除は高校生(16歳〜18歳) 38万円、19歳〜22歳まで特別扶養控除親族として63万円を控除できます。

相談事例 (その125)

長年の苦勞、おれの気持ちをしっ かり残しておきたい。遺言公正証書

昨年11月下旬、民商の鏡さんの紹介で川崎区中島に住むKさんが相談センター来られました。話を聞きますと「30年余り同居しているEさんは入院しているがお医者さんからいつどうなるかわからないと言われた」「おれが死んだら遺産はすべてお前にやると言ってくれましたが、3人いるが独立しています。

公証役場のMさんに相談したところ「遺言公正証書を作ってEさんの気持ちを残しておかないとKさんにはどうなるかわかりませんよ」との事でした。

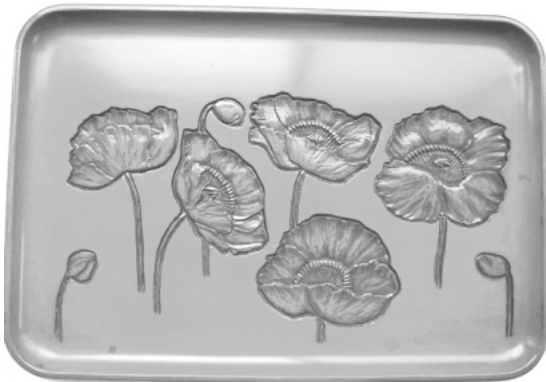
生命保険の受け取りをKさんに書き直してもらい、年金事務所にも相談に行きますと遺族年金はどちらが受け取ることができるとは、審査会で決まりますが「籍が入ってなくても同居実績30年を証明するものが必要です」との事でした。

必要な手続きが終わって12月28日入院中のEさんのベットのそばでM公証人と2人の証人立会いのもと遺言公正証書を作成する事が出来ました。

1月初旬Kさんから「おかげさまで私もEさんもホッとしています。有難うございました」とお礼に来られました。



鎌倉彫



ポピーの絵柄が入った鎌倉彫のお盆
渡田山王町 岩谷英子さんの作品

くらしの相談センター だより

所長 宮原春夫 2016年2月 第149号

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP) http://kurasino-soudan.jimdo.com/

後期高齢者医療制度とは

原則75歳以上の高齢者が加入する医療制度です。平成20年から始まり、運営費用は、税金5割、現役世代4割、加入者(75歳以上の高齢者)1割の保険料で運営は、神奈川県後期高齢者医療広域連合が行っています。

加入者の保険料は、①被保険者が均等負担する「均等割額」②前年の所得額に応じて「所得割額」を合計した額で決まります。平成26・27年度の保険料は下図の計算式です。

$$\begin{aligned} & \text{均等割額} \quad 42,580\text{円} \\ & + \text{所得割額} \quad (\text{総所得金額等} \times 33\text{万円}) \times 8.30\% \\ & = \text{年間保険料額} \quad (\text{限度額} 57\text{万円} \langle \text{年額} \rangle) \end{aligned}$$

※総所得金額とは総所得金額、山林所得金額、株式・土地建物等の長期(短期)譲渡所得金額等の合計額。

先日、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移った、なぜこんなに上がったのかという声が寄せられました。

それは所得割額を算出する基になる所得額が国民健康保険では所得控除(社会保険料、医療費、配偶者、障害者、等)控除できたが、後期高齢者では33万円の基礎控除だけのため所得額が多くなって保険料が高くなったのです。

又、国のこれからの社会保障計画によると、後期高齢者医療では、高齢者の負担を1割から2割へ3年後に実施となっています。



スタッフ紹介
大沢ひとみさん

くらしの相談センター所長宮原春夫さんと初めて出会ったのは宮原さんが市会議員をしているとき、私の子どもが中学生の頃だったと思います。

宮原さんにはいろいろご心配かけたりご迷惑をかけたたり、一生懸命になってくれて今の私があります。人との出会いは私にとって宝物です。

そして月日が流れ、2年前、Sさん夫婦、市会議員の片柳進さんが自宅にいられた。いろいろお話をしました。

戦争法の廃止を求める統一署名にご協力を

昨年12月7日「戦争法廃止をめざす川崎区の会」が発足しました。くらしの相談センターは運営委員会で協議して、この会の発足の、呼びかけ団体となりました。

5月3日の憲法記念日までに全国で2000万筆の署名を集める目標に立て、川崎区では4万筆を目標に取り組みことになりました。相談センターだよりを読んでいただいている皆さんにご協力をお願いするために署名用紙と返信用封筒を同封させていただきます。

大変恐れ入りますが署名したものを82円切手を貼って封筒で返送していただくか、くらしの相談センターのポストに届けていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

くらしの相談センター所長 宮原春夫
所長代理 片柳すすむ

2月の予定

★**無料法律相談日**
2月16日(火)
午後6時30分～予約が必要です。時間が限られていますので用件はまとめて。

★**バザー**
2月20日(土)
午前9時30分～
ご協力をお願いします。

★土・日・祝日は休み

「えひめA111」 あいいち

洗濯槽の掃除、ペット糞、尿消臭防止。排水口、トイレの消臭に抜群の効果。土壌改良にもご使用できます。その他用途と色々

500ml = 2000円
噴霧容器もあります。(百円)

1月の相談内容と件数

(12月21日～1月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-1月合計
高齢者問題	0	0
住宅問題	4	4
生活保護	1	1
身障者問題	1	1
就職・仕事	0	0
医療・病院	0	0
市への要求	1	1
多重債務	2	2
架空請求	0	0
税金・年金・保険	0	0
交通事故	0	0
子供問題	0	0
離婚問題	0	0
弁護士等の紹介	0	0
マンション問題	0	0
不動産・相続	2	2
その他	5	5
合計	16	16
開設からの総合計 (2003年9月)	5920	

言葉は心

- 一つの言葉で喧嘩して
 - 一つの言葉で仲直り
 - 一つの言葉で頭が下がり
 - 一つの言葉で笑ひ合い
 - 一つの言葉で泣かされる
- 柴又寅さん記念館にて

第28回ベトナムへ自転車贈る整備と運搬作業のお知らせ。
3月5日(土) 午前8時30分～
作業場所 市営バス塩浜営業所となり
雨天決行

キムチをつくり続けて30年
新鮮野菜・キムチの
(有)グリーンフーズあつみ

ホームページ検索
グリーンフーズあつみ 検索

川崎区大島 3-35-7
tel 044-288-7616

オンデマンドプリント・ウェブシステム
マグネットシート・ホームページ・DTP

印刷のご用命は
協立印刷社

ホームページ http://www.kawa-kyo.co.jp/
川崎区貝塚 2-14-11
tel 044-222-4205

昭和21年創業 **近代書房**
古書売買

日本の古本屋 検索

☆インターネット販売を始めた
..... 当店の新着情報をごらんください

☆営業時間 10:00～20:00 定休日 木曜日
川崎市川崎区砂子 2-8-17
tel 044-222-3482 fax 044-222-8484

訪問リハビリ・マッサージ
(株)川崎幸はりきゅう院
さいわい訪問
マッサージセンター

各種保険取扱い
tel 044-555-6629
fax 044-555-3241

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ(無料です)